

# 記入例

## 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

令和〇年 〇月 〇日

フリガナ  
氏名又は名称 マルマルスイドウカブシキガイシャ  
〇〇水道株式会社  
〒〇〇〇-〇〇〇〇  
住所 和泉市◆◆町〇丁目〇番〇号  
0725-99-0001

フリガナ  
代表者氏名 代表取締役 イズミ タロウ  
和泉 太郎

### 1. 提出先の水道事業者(水道事業者等の連携による広域開催も含む)が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績(過去5年以内)

受講年月
<input checked="" type="checkbox"/> 受講 (平成29年11月受講) ・ ( 年 月受講)
<input type="checkbox"/> 不受講(理由: )

- ・過去5年以内で受講実績のある方は、受講年月を記入のうえ、受講欄にチェックをして下さい。
- ・不受講の場合は理由を記入して下さい。

### 2. 指定給水装置工事事業者の業務内容 (公表 可 不可)

どちらかに○

事業所の名称	〇〇水道株式会社		
事業所の所在地	和泉市◆◆町〇丁目〇番〇号		
電話番号	0725-99-0001	指定番号	〇〇〇
営業日	月 ~ 土	営業時間	8時~17時
休業日	日曜日、祝日	修繕対応時間	24時間

業務内容 (該当するものに○を記入して下さい。)

新築・改造・撤去等		修繕				
給水装置工事		水漏れや故障の修繕・取替 (屋内)			屋外給水管の修繕 (掘削等を伴うもの)	給水設備 (受水槽・ポンプ・及びその他の付属設備) の修繕
道路部分	宅内部分	トイレ (ボールタップ等)	蛇口 (混合水栓等)	屋内配管		
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

- \* 公表には、ホームページ等への掲載も含まれます。
- \* 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。
- \* 代表者が自署しない場合または法人等である場合は、記名押印をすること。

**3. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内で直近のもの）**

受講者名	研修会名・実施団体	受講年月日
△△ △△	給水工事振興財団 e-ラーニング	平成〇年〇月〇日
△△ △△	自社内研修 ○〇に関する業務研修	平成〇年〇月〇日

- ・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ・自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じて指定給水装置工事業業者指定更新時確認書（続き用紙）【別紙】に記入してください。

※水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- (4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

**4. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況**

技能（経験）を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接続、いずれの経験も有しているか（○・×を記入）	資格等を有しているか（○・×を記入）		工事年度
			保有している資格等	
△△ △△	○	○	配管技能検定会合格者	令和元年度
△△ △△	○	○	〇〇講習会修了者	令和元年度
△△ △△	○	×		令和元年度

- ・以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。
- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。
- ・過去1年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。
- ・配水管からの工事を施工しない場合は、下記のチェック欄にチェックをしてください。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じて指定給水装置工事業業者指定更新時確認書（続き用紙）【別紙】に記入してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

※水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。